

認定こども園施策について

令和7年(2025年)4月28日
第1回社会福祉審議会認可部会

目次

1 認定こども園の概要	P.1～4
2 国・都・市の動向	P.5～13
3 認定こども園化の効果	P.14～17
4 認定こども園の方向性	P.18～31

1 認定こども園とは(概要1)

(1)概要

認定こども園は、保育園と幼稚園の機能や特長をあわせ持つ施設である。

保育園は、保護者が共働きによる就労事情等により家庭で保育できない子を保育する施設であり、幼稚園は、満3歳以上の就学前の子に対し教育を行う施設である。

(保育園は厚生労働省、認定こども園は内閣府、幼稚園は文部科学省の管轄だったが、令和5年4月のこども家庭庁創設に伴い、保育園と認定こども園はこども家庭庁に移管され、幼稚園は従来どおり文部科学省の管轄である。)

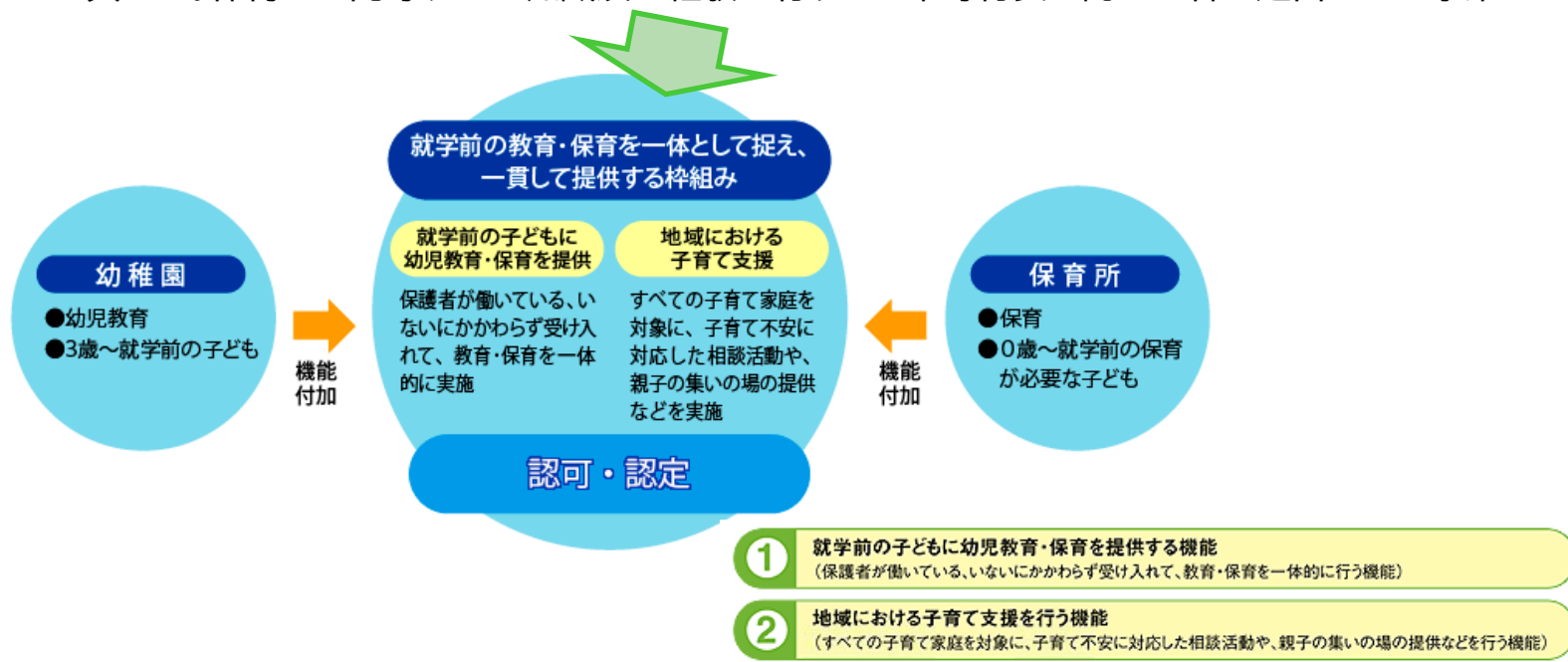
(2)背景・経緯

保育園や幼稚園の位置付けが区別されてきたことにより、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、子育てについて不安を感じている保護者への支援が不足していることなどの課題から、保育園と幼稚園の枠組みを超えたしくみが求められ、平成18年に認定こども園制度(旧制度)が開始された。その後、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、現行の認定こども園制度(新制度)となった。

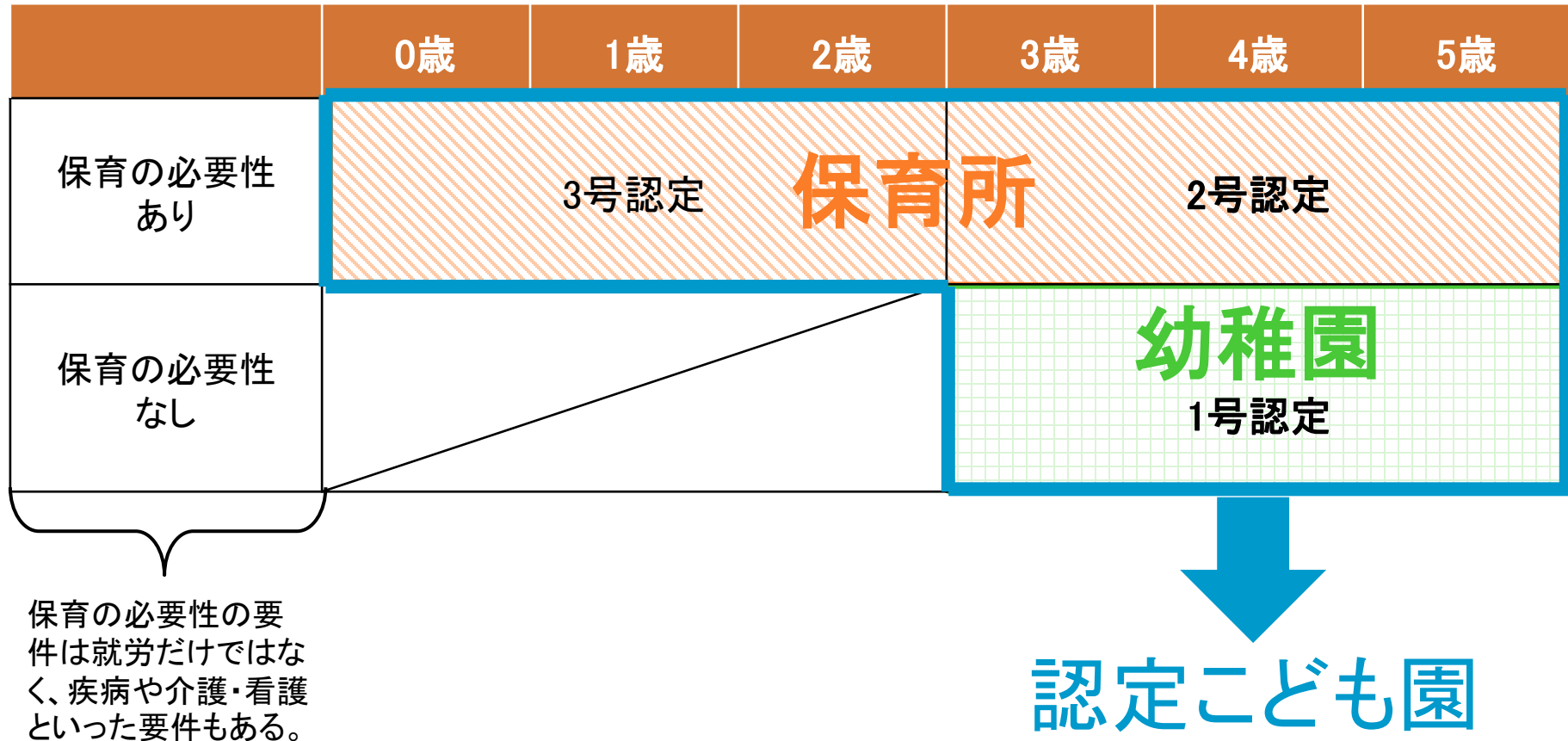
2 認定こども園とは(イメージ図①)

	幼稚園	認定こども園	保育施設	
			保育所	地域型保育事業
対象の子ども	3歳～5歳	0歳～5歳	0歳～5歳	0歳～2歳
目的	教育	教育・保育	保育	
所轄	文部科学省	子ども家庭庁	子ども家庭庁	
給食の有無	任意	保育認定の子に対しては義務	義務	原則義務(居宅訪問型除く)
認定区分	1号	1号・2号・3号	2号・3号	3号
先生の免許	幼稚園教諭免許	保育士資格・幼稚園教諭免許	保育士資格	保育士資格又は家庭的保育者等(※)

※事業類型により異なる。保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者が運営できる事業もある。



3 認定こども園とは(イメージ図②)



4 認定こども園とは(概要2)

認定こども園は、次の2つの機能(特徴)を備えた施設である。

(1)保護者の就労状況に関わらず子どもを受入れ、教育・保育を一体的に提供。

(2)地域の子育て支援を行い、認可(認定)を受けた施設。

施設類型 (R6.4時点の施設数)	概要
①幼保連携型(認可) (16施設(分園含む))	学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持ち、学校教育・保育及び家庭における子育て支援を一体的に提供する施設 幼稚園・保育所の設置基準のうちより厳しい方の基準を満たすこと
幼保連携型以外の認定こども園は、既存の幼稚園や保育所等が、お互いの機能を付加することにより認定を受ける制度であるため、構成する施設により以下の3つの形態(類型)に分かれる。	
②幼稚園型(認定) (4施設)	認可幼稚園が、保育を必要とする子どもの保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型
③保育所型(認定) (1施設)	認可保育所が、保育を必要とする子ども以外も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型
④地方裁量型(認定) (1施設)	幼稚園や保育園のいずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす類型



5 認定こども園に関する国の動向・経緯

国の主な動向・経緯

- 平成18年10月 認定こども園制度が開始(就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律が施行)
- 平成25年8月 子ども・子育て支援法に基づく基本方針の案について通知(資料4)
認定こども園への移行に係る需給調整の特例措置の説明
- 平成27年4月 幼保連携型認定こども園の創設(子ども・子育て支援新制度施行)
認定こども園への移行支援(施設整備補助の創設)
- 平成30年4月 幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針の改訂
- 令和元年4月 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を中核市へ移譲
- 令和元年10月 幼児教育・保育の無償化(幼児教育の重要性を踏まえた幼児教育機会の保障)
- 令和5年4月 こども家庭庁の創設
- 令和5年12月 「こども大綱」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」の策定
- 令和6年12月 「保育政策の新たな方向性」を取りまとめ、公表(待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」へ転換)



参考1 認定こども園への「移行特例措置」に関する国通知

平成25年12月
18日事務連絡
(資料5)

- 「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量－需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことになることにご留意ください。

平成26年4月1
日 事務連絡
(資料6)

- 移行特例措置の趣旨及び内容について改めて確認の上、適切に認可・認定が行われることが必要である。
- 既存の幼稚園、保育所から認定こども園への移行については、地方版子ども・子育て会議等において、教育・保育施設のあり方について丁寧な議論・検討を行った上で事業計画を策定し、これに基づいて、事業者の意向を十分に踏まえた対応が必要である。

平成26年4月
10日事務連絡
(資料7)

- 移行特例措置では、供給過剰地域も含め認定こども園の認可・認定を行う仕組みを整備している。
- 事業者の意向を確認し、地域の供給見込み量と必要量を比較の上、上乗せ量の設定を行うか否かも含め、地方版子ども子育て会議等で調整審議し、透明化を図りながら、事業計画を策定すること。



参考2 認定こども園への移行特例(国)

自治体計画と認可・認定の関係(認定こども園への移行特例)

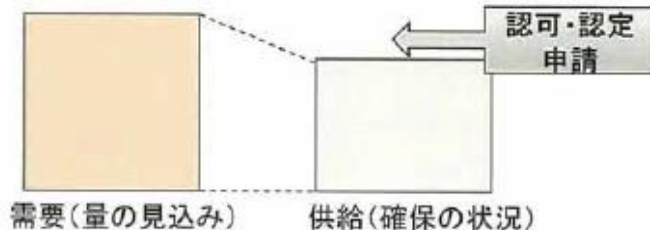
○ 都道府県は、一定区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行う。

※ 指定都市・中核市においては、都道府県と同様に、市町村計画に基づき幼保連携型認定こども園・保育所の認可を行う。

※ 地域型保育事業については、市町村が市町村計画に基づき同様に認可を行う。

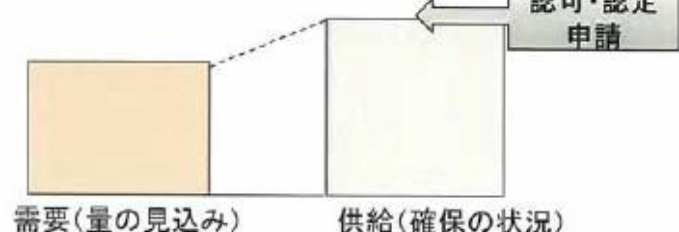
需要 > 供給 → 原則認可・認定

(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)



需要 < 供給 → 認可・認定しないことができる

(=需給調整)



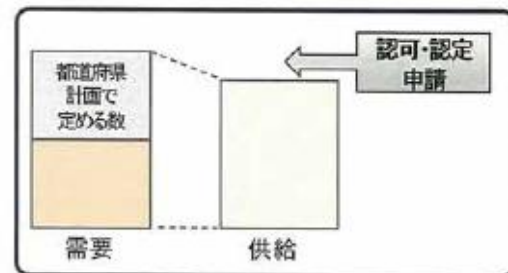
○ 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給

→ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

※ この「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

※ 幼保連携型認定こども園については「指定都市・中核市の計画で定める数」。



6 認定こども園に関する東京都の動向・経緯

東京都の主な動向・経緯

- 平成27年3月 東京都子供・子育て支援総合計画において、「認定こども園の充実」を目標とし、「認定こども園の設置支援」、「保育教諭の確保」を掲げている。
既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、区市町村の実情に応じて、供給が需要を上回る場合にも、原則として認可・認定していくこととしている。
- 令和2年3月 第2期東京都子供・子育て支援総合計画を策定（「認定こども園の充実」を引き続き目標に設定）
- 令和4年4月 子供に関する政策を総合的に推進する「子供政策連携室」を設置
- 令和5年1月 「こども未来アクション」を策定（非認知能力の向上等）
- 令和6年3月 とうきょう すくわくプログラムを策定（主体的・共同的な探究活動を通じて非認知能力を育成）
- 令和6年8月 「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針2024」を策定
- 令和7年1月 「こども未来アクション2025」を策定（乳幼児期の育ちの重要性を踏まえ、東京都独自に政策強化）
- 令和7年3月 第3期東京都子供・子育て支援総合計画を策定（「認定こども園の充実」を引き続き目標に設定）



7 認定こども園に関する本市の動向・経緯①

本市の主な動向・経緯

- 平成27年3月 八王子市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の制定
「第3次子ども育成計画」を策定（「認定こども園の普及のための諸条件の整備を図る」）
- 令和元年4月 八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例の制定
（改正）（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限の移譲に伴う改正）
- 令和2年1月 「認定こども園の設置に関する支援について」政策決定
 - ・当面、保育園・幼稚園のうち移行希望のある30園程度の認定こども園化を支援
 - ・認定こども園の分布等を見ながら、配置を検討していく。⇒5年後の子ども・若者育成支援計画の見直し時に、社会状況等を勘案し、移行目標を見直し
 - ・公立保育園の認定こども園化については、公立保育園の再編の検討の中で整理
- 令和2年3月 「子ども・若者育成支援計画」を策定（「認定こども園を設置促進する」と記載）
- 令和3年2月 「幼児教育・保育センター」を設置し、教育・保育の質の向上を総合的に推進する体制を整備
- 令和7年4月 八王子市乳幼児期の教育・保育に関する方針を策定（予定）
（「今後の認定こども園移行については慎重に検討」）



8 認定こども園に関する本市の動向・経緯②

<移行園及び移行予定園>

	～H29	H30	R3	R4	R5	R6	R8(予定)	計
保育園 から移行	①せいがの森 こども園	②共励こども園 ③共励第二こども園	④由井さゆり ⑤みなみ野さゆり ⑥さゆりの丘 ⑦認定こども園せいび	⑧まごころ保育園	⑨光明第三こども園 ⑩光明第四こども園 ⑪光明第七こども園 ⑫光明第八こども園	⑬なみのりこども園 ⑭認定こども園ぽかぽか保育園 ⑮敬愛こども園	⑯南大沢こども園	16 施設
幼稚園等 から移行	①ココファン八王子北館 ②みころも幼稚園 ③横川幼稚園 ④元八王子幼稚園				⑤高尾幼稚園 ⑥長沼幼稚園		(幼保連携型認定こども園みころも学園みころも幼稚園) ※幼稚園型→幼保連携型	6 施設

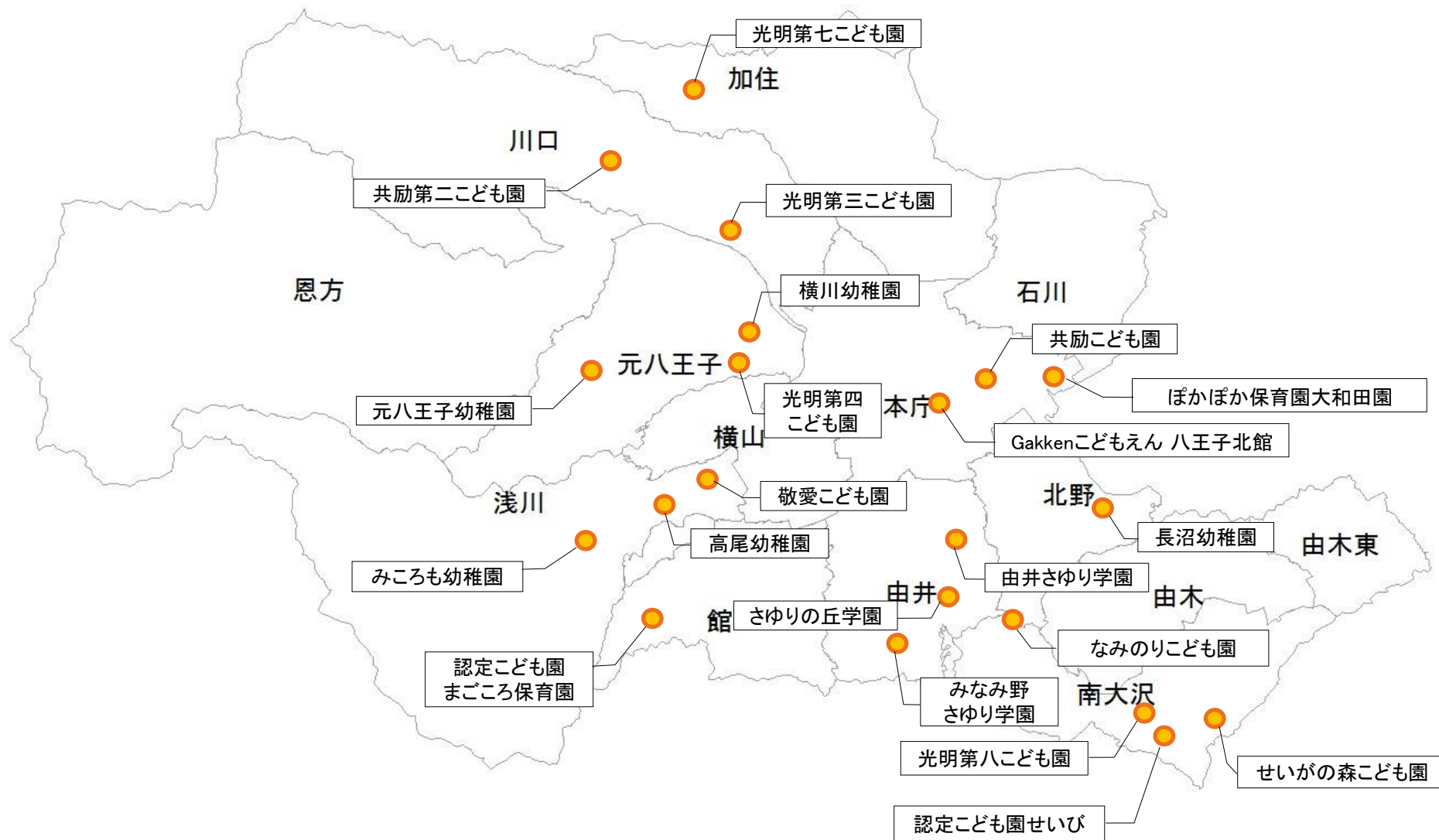
9 本市における認定こども園の設置状況

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設数 (園)	7	7	11	12	18	21
認可 定員数 (人)	1,528 ※教育:622 ※保育:906	1,528 ※教育:622 ※保育:906	1,997 ※教育:651 ※保育:1,346	2,137 ※教育:691 ※保育:1,446	3,231 ※教育:1,110 ※保育:2,121	3,522 ※教育:1,109 ※保育:2,413
定員に対する 充足率 (4月1日時点)	教育:72% 保育:81%	教育:64% 保育:82%	教育:48% 保育:89%	教育:48% 保育:89%	教育:54% 保育:88%	教育:48% 保育:90%

- ・施設数及び認可定員数は各年度4月1日時点
- ・充足率は認可定員数に対する在園児数の割合



10 本市における認定こども園の位置図(現状)



11 他市町村の動向

○ 幼稚園から認定こども園への移行に関する対応方針(中核市50市)

令和6年5月調査

- ・ 国の方針に従い、移行を原則認可している自治体 ⇒ **41自治体**
- ・ 移行を推進している自治体 ⇒ **14自治体**
- ・ 幼稚園からの移行を認めていない自治体 ⇒ **1自治体**
(待機児童が解消しているため)

※複数回答可。八王子市の回答分を除く。

○ 認定こども園への移行に関する対応方針(東京都26市町村)

令和5年度主管部長会調査

- ・ 事業者からの意向と待機児童の状況から判断している自治体
⇒ **9自治体**
- ・ 移行を認めていない、断っている、対応していない自治体
⇒ **6自治体** (待機児童が解消しているため)
- ・ 移行の要望がない、具体的な計画がないと回答した自治体
⇒ **8自治体**

※八王子市の回答分を除く。

12 認定こども園化により期待される効果

保護者

- 1 教育と保育を一体的に受けることができる。
- 2 就労の有無に関わらずに入園できるため、転園の必要がなく、同一施設で幼児教育が受けられる。

事業者

- 1 保育の定員に空きが出るまでの間、1号認定の子ども(幼稚園利用の子ども)として受け入れることが可能なため在園児を確保しやすい。
- 2 幼保連携型認定こども園の職員は保育士資格と幼稚園教諭免許を取得する必要があるため、資質向上につながる。
- 3 保育士と幼稚園教諭の立場・役割の違いについて、相互に理解が深まる。

自治体

- 1 幼保連携型認定こども園は、最も厳しい設備・運営基準であり、質の高い教育・保育を提供できる環境の整備が期待される。



13 認定こども園化による影響

保護者

- 1 保育料以外に実費負担が増えることがある。
- 2 土曜日や夏休みなどの長期休暇は開所しないことがある(主に幼稚園から移行の場合)

事業者

- 1 保育士と幼稚園教諭の立場・役割の違いによる人事労務管理の複雑さがある。
- 2 保育料を施設で徴収するため、未納が発生した場合のリスクを園が負うことになる。
- 3 保育士と幼稚園教諭の勤務条件の違いから、研修や会議の時間確保や情報共有が難しい。
- 4 幼稚園が移行する場合、0～2歳の子どもの受入れ、職員配置基準の変更、土曜日や11時間開所、トイレや自園調理などの課題に伴い、施設整備や職員採用・育成をしなければならない。

自治体

- 1 保育園・幼稚園から移行する場合、市の財政負担が増加する。
 - ・イニシャルコスト ⇒ 施設整備事業補助金
 - ・ランニングコスト ⇒ 保育・教育運営費の給付金など(22、23ページで解説)
- 2 認定こども園化により新しく設定された定員に空きが生じたり、保育定員の減少により待機児童が発生する可能性がある。



14 認定こども園職員アンケート結果(資料8)

令和6年8月実施

ア 概要

- ・市内認定こども園14施設(令和2年から令和6年にかけて移行した施設)の職員に対し、移行前と移行後で業務量、職員体制、保育に関する意識等についてのアンケートを実施(令和6年8月28日～令和6年9月11日)し、135人から回答があった。



イ 回答結果

- ・業務量が移行前と比較して、「増えた」と回答した職員⇒**約40%**
- ・保育に関する意識についての設問(Q4、Q5⑦～⑬)に対して「高くなった」、「やや高くなった」と回答した職員⇒**約40%**
「変わらない」と回答した職員⇒**約56%**
- ・自由記述からは、「教育を意識するようになった」、「移行前から意識を持って保育に取り組んできたので、保育に関する意識は変わらない。子どもの成長を第一に考えている」という回答があった。

15 認定こども園保護者アンケート結果(資料9)

ア 概要

令和6年8月実施

- ・市内認定こども園14施設(令和2年から令和6年にかけて移行した施設)の保護者に対し、移行前と移行後で教育・保育方針、保育サービスの利便性等についてのアンケートを実施(令和6年8月28日～令和6年9月11日)し、493人から回答があった。
- ・回答者の約75%は認定こども園の保育園部分を利用し、約25%は幼稚園部分を利用している。
- ・回答者の約50%は移行前から在園しており、約50%は移行後から在園している。
- ・移行前から在園している保護者に対しては、移行前後での保育の対応等についての変化を設問とし、移行後から在園している保護者に対しては、認定こども園制度についての設問とした。



イ 回答結果

- ・Q3③給食(食育を含む)、④施設・設備、⑥保育サービスの利便性の設問に対して「よくなった」、「ややよくなった」という回答をした保護者⇒**約30%**
- 一方で、「変わらない」と回答した保護者の平均割合⇒**約70%**
- ・Q6「認定こども園制度のよい点」(複数回答可)に対する回答
⇒「教育・保育を一体的に受けられるところ」が **38%**、「就労状況に関わらず在園できるところ」が **30%**、「異なる年齢のこどもたちが触れ合えるところ」が **21%**



16 本市における保育の現状

(1) 就学前児童数(0～5歳)

- ・就学前児童数(0～5歳)は、平成17年と比べ、20年間で31.3%減少
- ・令和6年度の保育申込率は56.6%。今後も国の想定の60%程度まで引き続き上昇する見込み

(2) 認可保育施設の定員余剰

- ・令和6年度は473人分の空き定員が生じている
(市全域、0～5歳、4月1日時点、現在の定員を変更せずそのまま推移した場合)

(3) 施設別利用割合

- ・令和6年度は、幼稚園19.7%・保育園56.9%・未就園23.4%
- ・過去10年間(平成27年～令和6年)で、幼稚園利用者数は43.4%減、保育園利用者数は2%減少

(4) 年齢別施設利用者数

- ・保育園・幼稚園・認定こども園を利用していない未就園児4,680人のうち89.9%が0～2歳
- ・保育園や幼稚園の役割として、未就園児に対する支援が期待されている

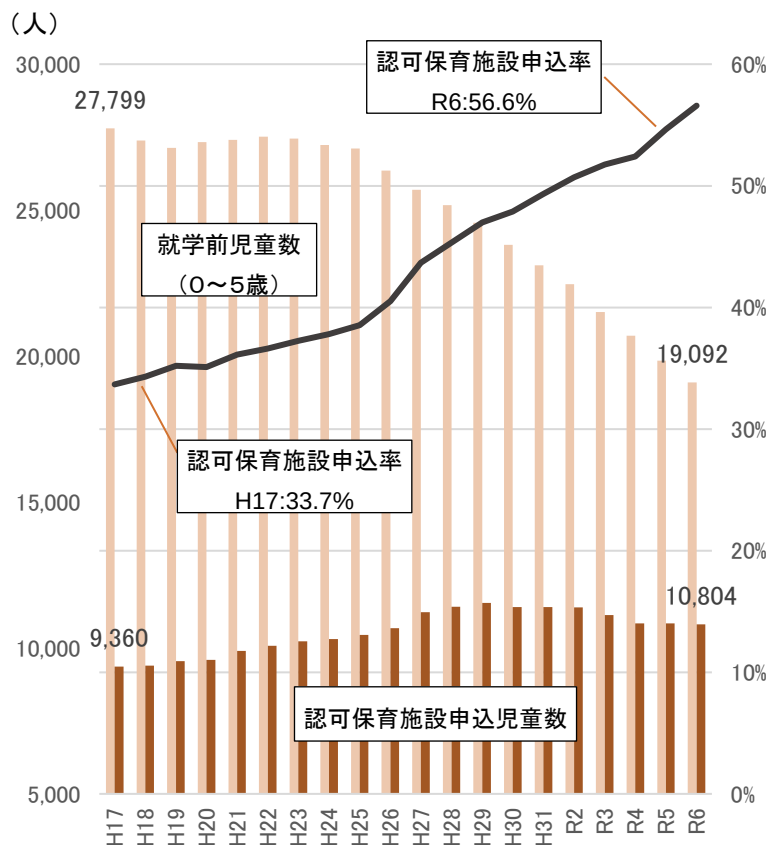
(5) 待機児童数

- ・平成22年度の496人をピークに、その後大きく減少し、令和6年度(4/1時点)は15人
- ・地域別では、令和6年4月時点で由井地域が最も多く、次いで横山地域が多い

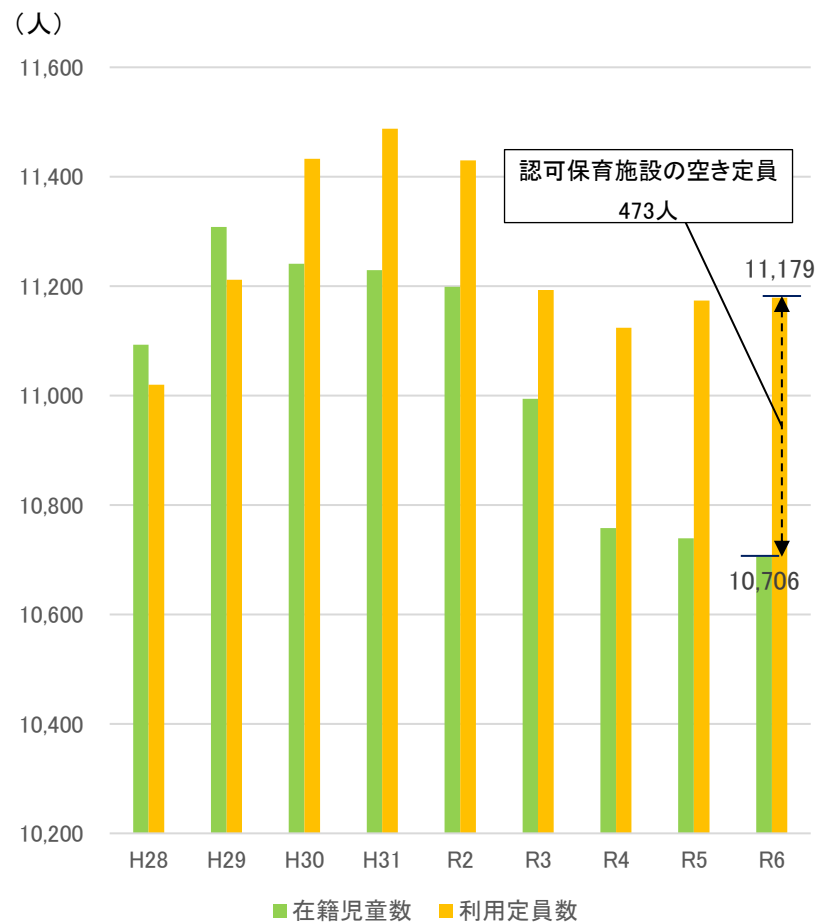


17 本市における保育の現状①

就学前児童数及び認可保育施設申込児童数、
認可保育施設申込率の推移(各年4月1日時点)

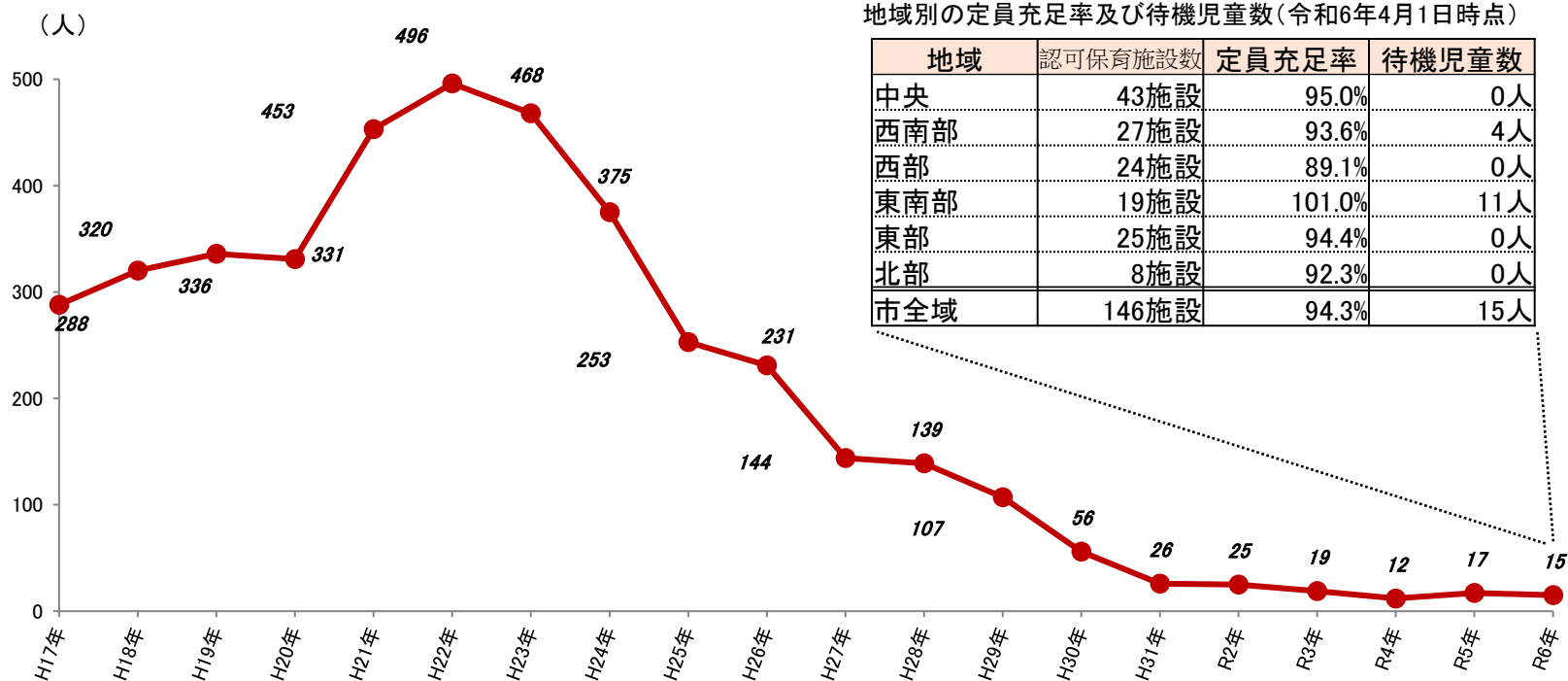


認可保育施設における利用定員数及び
在籍児童数の推移(各年4月1日時点)



18 本市における保育の現状②

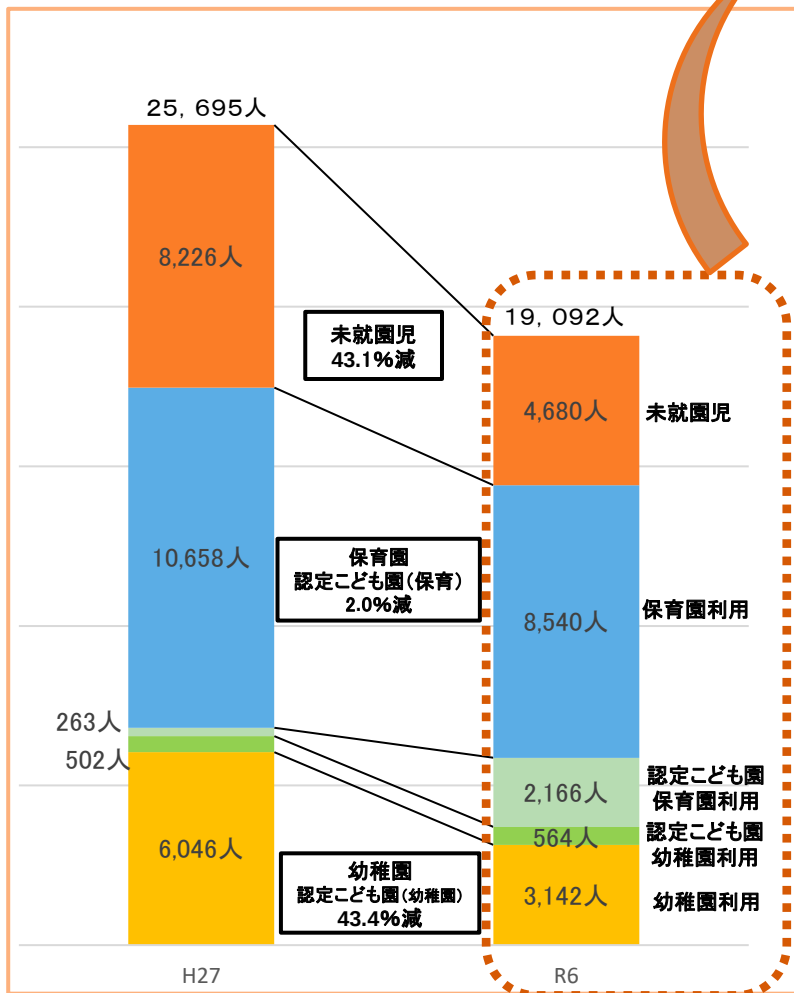
・保育施設の待機児童数の推移



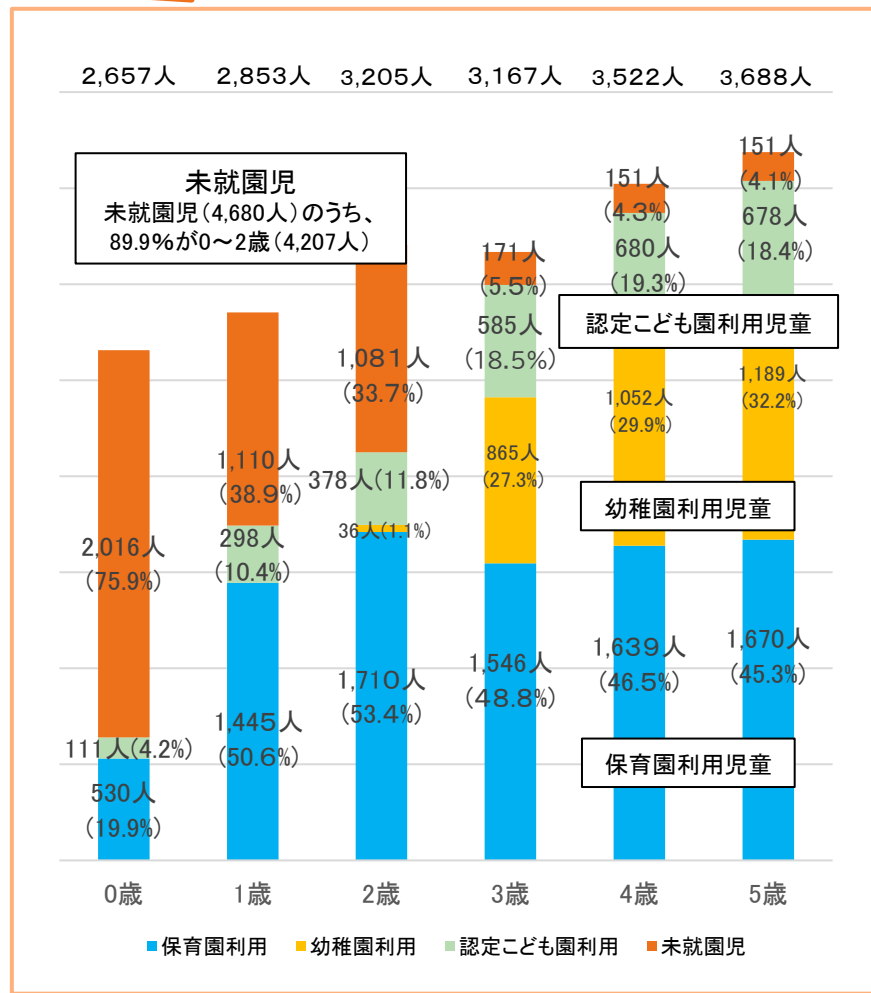
※八王子市乳幼児期の教育・保育に関する方針より

19 本市における保育の現状③

施設類型別利用児童数の推移
(各年4月1日時点)



年齢別施設利用児童数
(令和6年4月1日時点)



※ 未就園児：在宅子育て家庭のほか、認可外保育施設、障害児施設、医療施設等を含む。
 ※ 八王子市乳幼児期の教育・保育に関する方針より

20 運営費試算(モデル1)

【モデル1】保育園から認定こども園(幼保連携型)へ移行する場合

保育園から認定こども園へ移行した場合、市の財政負担額(運営費・一般財源)は、年間約10,000千円/園の増額となる。

＜定員＞(＝在籍児童数と仮定)

	幼稚園利用 (3～5歳)	保育園利用 (3～5歳)	保育園利用 (0～2歳)	計
移行前定員(保育園)		60人	50人	110人
↓				
移行後定員(認定こども園)	9人	55人	46人	110人
増減	9人	▲5人	▲4人	±0

定員条件

- ①移行後総定員は、移行前総定員の範囲内
- ②幼稚園定員は、最小限の定員設定
＜このモデルでは、幼稚園定員を9人増＞

＜運営費＞(年度)

(単位:千円)

	事業費	財源		
		国	都	市
移行前運営費(保育園)	195,000	70,000	57,000	68,000
↓				
移行後運営費(認定こども園)	248,000	79,500	90,000	78,500
増減	53,000 (1.3倍増)	9,500 (1.1倍増)	33,000 (1.6倍増)	10,500 (1.2倍増)

影響額(上記定員の場合)

一般財源は約10,000千円/年 増額(1.2倍)

21 運営費試算(モデル2)

【モデル2】幼稚園から認定こども園(幼保連携型)へ移行する場合

幼稚園から認定こども園へ移行した場合、市の財政負担額(運営費・一般財源)は、年間約25,000千円/園の増額となる。

＜定員＞(＝在籍児童数と仮定)

	幼稚園利用 (3～5歳)	保育園利用 (3～5歳)	保育園利用 (0～2歳)	計
移行前定員(幼稚園)	120人			120人
↓				
移行後定員(認定こども園)	100人	10人	10人	120人
増減	▲20人	10人	10人	±0

定員条件

- ①移行後総定員は、移行前総定員の範囲内
 - ②保育園定員は、最小限の定員設定
- ＜このモデルでは、保育園定員を20人増＞

＜運営費＞(年度)

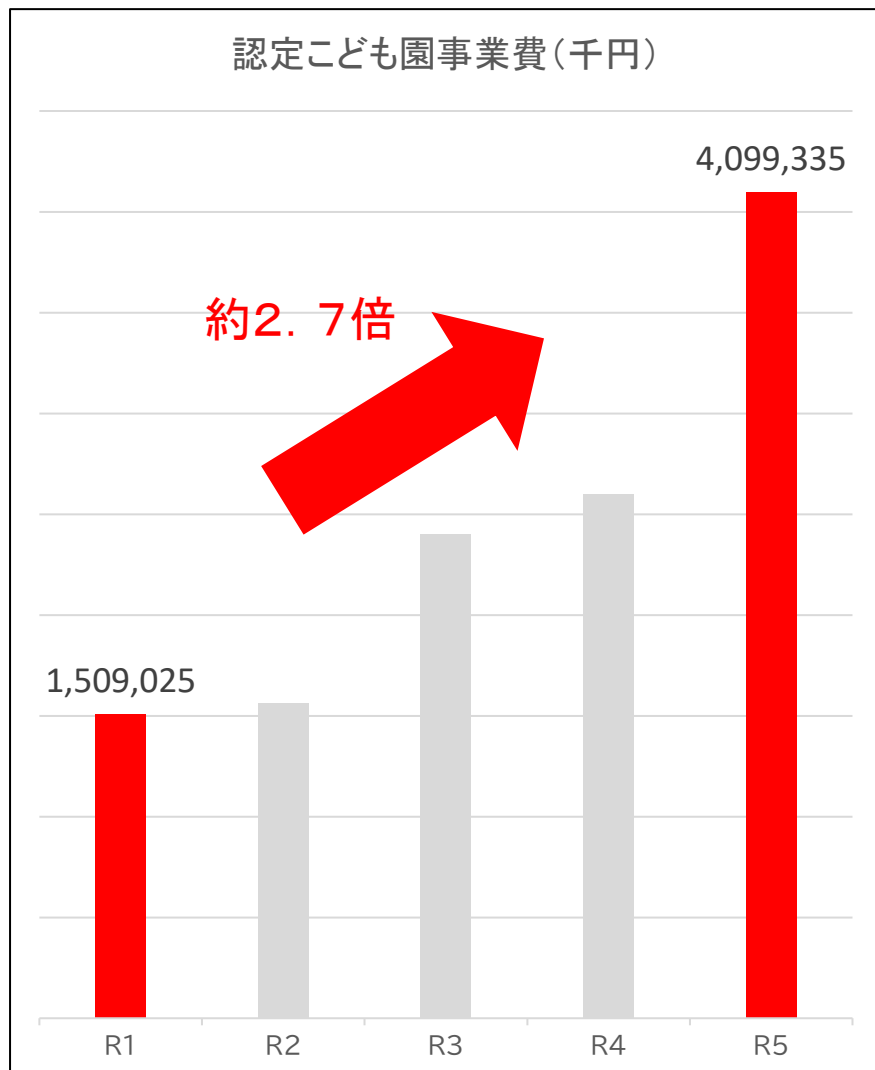
(単位:千円)

	事業費	財源		
		国	都	市
移行前運営費(幼稚園)	26,000	11,000	7,500	7,500
↓				
移行後運営費(認定こども園)	110,000	35,000	42,000	33,000
増減	84,000(4.2 倍増)	24,000 (3.2倍増)	34,500 (5.6倍増)	25,500 (4.4倍増)

影響額(幼稚園&上記定員の場合)

一般財源は約25,000千円/年 増額(4.4倍)
(幼稚園からの移行は、影響額が大きい)

22 認定こども園事業費推移



令和元年度以降
保育所からの移行→9園
幼稚園からの移行→2園



認定こども園運営費の増加

※参考(令和5年度事業費内訳)

(千円)

事業費	国	都	市
4,099,335	1,377,127	1,045,914	1,676,294
(負担割合)	(33.6%)	(25.5%)	(40.9%)

23 認定こども園の現状と課題（量の視点）

量

【現状】

- 就学前児童数の減少、教育・保育施設の空き定員の増加。
- 八王子市内の保育園定員・幼稚園定員の確保状況は充足している。
- 八王子市内に認定こども園は偏在することなく、広く配置されている。



【課題】

- 認定こども園化による新たな定員の設定は、保育所・幼稚園ともに互いの需要と競合し、需給バランスを損なう可能性がある。

24 認定こども園の現状と課題（質の視点）

質

【現状】

- アンケート結果では認定こども園化による変化を感じていない意見も多い。
- 保育所・幼稚園・認定こども園などの施設の枠組みにとらわれない乳幼児期の育ちを支えるさまざまな取組を展開している。
- ▼さまざまな取組内容
 - 幼児教育センターによる質の向上のための研修の実施や幼児教育・保育アドバイザーによる助言・指導、保・幼・小連携の推進
 - 市独自の保育士配置基準による保育の質の向上
 - 「とうきょうすくわくプログラム」の活用による幼児教育・保育の充実



【課題】

- 認定こども園化だけではなく、様々な手法を活用し全体的に保育の質の向上を図っていく必要がある。



参考3 質の向上を図る取組の推進①

幼児教育・保育センターの概要

八王子市幼児教育・保育センター（機能）

幼児教育・保育アドバイザー

① 研修機能

幼児教育・保育従事者を対象とした八王子市主催の研修を一元化するとともに、幼児教育・保育従事者のキャリアにあわせた世代別研修や、公開保育の実施、また、園内研修の充実などによって、さらに幼児教育・保育の質を高めます。

③ 情報収集・発信

国や都の幼児教育・保育に関する情報や、各施設の特徴的な取り組み内容などを幼児教育・保育従事者に発信し、幼児教育・保育の充実に結びつけます。また、各施設からの意見を取り入れながら「幼児教育・保育の質ガイドライン」を作成し、その活用を推進します。

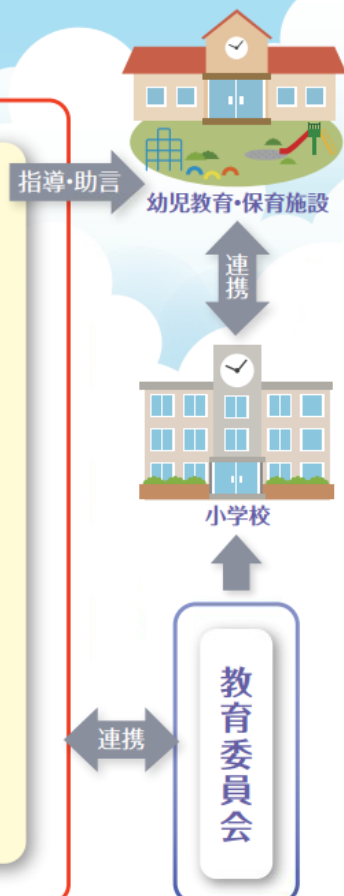
保・幼・小連携による
就学後までの切れ目ない
支援体制を強化

② 幼児教育・保育施設への支援機能

特別な支援を必要とする子に関する各施設への支援を拡充するほか、幼児教育・保育施設の園長経験者、小学校長経験者からなる幼児教育・保育アドバイザーを配置し、各施設の巡回支援を通じて、幼児教育・保育に関する課題を共有し、課題解決を進めます。

④ 関係機関をつなぐ連携機能

八王子市保・幼・小連携の推進に関するガイドラインに基づき、小学校において作成した「スタートカリキュラム」の内容を踏まえた「遊びをととした総合的なカリキュラム」の作成を検討するなど、保・幼・小の接続をはじめ、関係機関との連携を強化しながら、幼児教育・保育の質を高めます。



「幼児教育・保育センター」とは、身体育成・人格形成の基盤となる乳幼児期の教育・保育の質の向上を図り、就学への円滑な接続を推進することを目的に、令和3年2月に設置された施設である。

参考4 質の向上を図る取組の推進②

＜保育士配置基準の比較＞

	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳
国配置基準	3:1	6:1	6:1	15:1	25:1
市配置基準	3:1	6:1	6:1	15:1	25:1
市加算基準	3:1	5:1	5:1	15:1	20:1

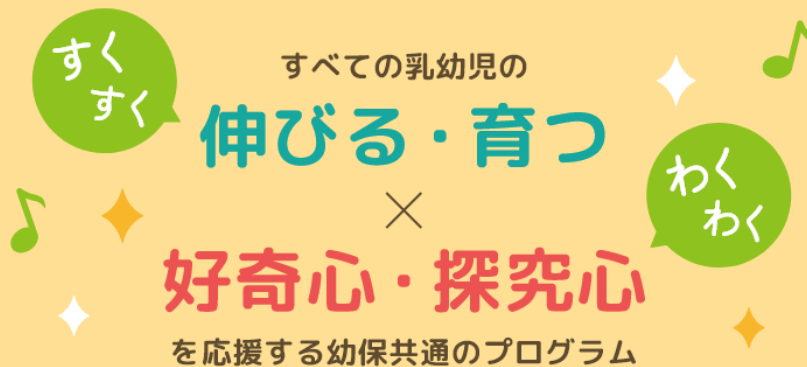
加算基準のとおり、保育士を配置できるよう、市が補助を行っている。

参考5 質の向上を図る取組の推進③



こどもの「すくすく×わくわく」をおうえん

東京都
実施事業



を応援する幼保共通のプログラム

なんで? どうして?



好奇心を持つきっかけを増やす

できるかな? こうしてみよう!



考えを広げる

できた! つぎはあれをやってみよう!



考えを深める

「とうきょうすくわくプログラム」では、施設類型（幼稚園・保育所など）の垣根を越え、子どもの探究活動を支援し、幼児教育・保育の充実を図っている。
→子どもの興味・関心に応じた幼児教育を推進している。

参考6 施設数【東京都区市】(R5年度)

26市	R5年度施設数							幼保認こ 園の割合 (A/B)
	幼稚園	幼稚園 型認定こ ども園	保育園	保育所 型認定こ ども園	幼保認こ 園(A)	地方裁 量型認 定こども 園	計 (B)	
1八王子市	29	4	91	1	12	1	133	9.0%
2立川市	12	3	35	—	1	—	48	2.1%
3武蔵野市	12	—	37	1	—	—	49	—
4三鷹市	17	1	50	1	—	—	67	—
5青梅市	6	2	31	—	—	1	38	—
6府中市	17	—	56	—	—	—	73	—
7昭島市	7	—	20	—	4	—	31	12.9%
8調布市	13	—	72	—	—	—	85	—
9町田市	34	10	75	—	4	—	113	3.5%
10小金井市	7	—	44	—	1	—	52	1.9%
11小平市	15	4	48	—	—	—	63	—
12日野市	13	2	38	—	—	—	51	—
13東村山市	10	2	22	1	1	—	33	3.0%
14国分寺市	4	—	42	—	—	—	46	—
15国立市	9	—	19	1	1	—	29	3.4%
16福生市	4	—	14	2	—	—	18	—
17狛江市	3	—	21	1	—	—	24	—
18東大和市	3	1	16	—	—	1	20	—
19清瀬市	7	1	15	—	—	—	22	—
20東久留米市	6	2	22	—	—	—	28	—
21武蔵村山市	4	—	13	—	—	—	17	—
22多摩市	8	2	23	—	1	—	32	3.1%
23稲城市	7	2	18	—	1	—	26	3.8%
24羽村市	6	—	12	—	1	1	20	5.0%
25あきる野市	6	4	15	—	—	—	21	—
26西東京市	14	—	41	—	—	—	55	—
26市計	273	40	890	8	27	4	1,194	2.3%

23区	R5年度施設数							幼保認こ 園の割合 (A/B)
	幼稚園	幼稚園 型認定こ ども園	保育園	保育所 型認定こ ども園	幼保認こ 園(A)	地方裁 量型認 定こども 園	計 (B)	
1千代田区	12	—	25	1	—	—	37	—
2中央区	14	—	78	4	1	—	93	1.1%
3港区	30	—	82	1	—	—	112	—
4新宿区	30	—	78	14	3	—	111	2.7%
5文京区	27	—	97	1	—	—	124	—
6台東区	19	—	51	4	1	—	71	1.4%
7墨田区	15	—	80	—	4	—	99	4.0%
8江東区	30	—	180	—	3	1	214	1.4%
9品川区	28	—	149	11	—	—	177	—
10目黒区	22	2	97	—	—	—	119	—
11大田区	47	—	192	—	—	—	239	—
12世田谷区	62	2	215	—	5	—	282	1.8%
13渋谷区	21	—	67	10	—	—	88	—
14中野区	21	1	94	—	2	—	117	1.7%
15杉並区	42	—	187	—	—	—	229	—
16豊島区	20	1	93	—	—	—	113	—
17北区	36	1	97	—	1	—	134	0.7%
18荒川区	14	—	61	2	—	—	75	—
19板橋区	33	2	142	—	—	1	176	—
20練馬区	43	3	200	—	—	—	243	—
21足立区	51	4	154	1	2	—	207	1.0%
22葛飾区	27	2	125	—	6	—	158	3.8%
23江戸川区	38	4	147	—	—	2	187	—
23区計	682	22	2691	49	28	4	3405	0.8%

※幼稚園、保育園、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園の施設数は、政府統計ポータルサイト(e-Stat)の学校基本調査、社会福祉施設等調査から抽出。

※幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園の施設数は、保育所等利用待機児童調査から抽出。

※幼稚園には幼稚園型認定こども園を含む。保育園には保育所型認定こども園を含む。

参考7 施設数【東京都区市】(R6年度)

26市	R6年度施設数							幼保認こ 園の割合 (A/B)
	幼稚園	幼稚園 型認定こ ども園	保育園	保育所 型認定こ ども園	幼保認こ 園(A)	地方裁 量型認 定こども 園	計 (B)	
1八王子市	29	4	89	1	15	1	134	11.2%
2立川市	12	3	35	—	1	—	48	2.1%
3武蔵野市	12	—	37	1	—	—	49	—
4三鷹市	17	1	50	1	—	—	67	—
5青梅市	6	2	31	—	—	1	38	—
6府中市	17	—	56	—	—	—	73	—
7昭島市	7	—	20	—	4	—	31	12.9%
8調布市	13	—	72	—	—	—	85	—
9町田市	34	10	76	—	4	—	114	3.5%
10小金井市	7	—	44	—	1	—	52	1.9%
11小平市	15	6	50	—	—	—	65	—
12日野市	13	2	38	—	—	—	51	—
13東村山市	10	2	22	1	1	—	33	3.0%
14国分寺市	4	—	44	—	—	—	48	—
15国立市	9	—	19	1	1	—	29	3.4%
16福生市	4	—	14	2	—	—	18	—
17狛江市	3	—	21	1	—	—	24	—
18東大和市	3	1	17	—	—	1	21	—
19清瀬市	7	1	15	—	—	—	22	—
20東久留米市	6	2	21	—	—	—	27	—
21武蔵村山市	4	—	13	—	—	—	17	—
22多摩市	8	2	22	—	1	—	31	3.2%
23稲城市	7	3	18	—	1	—	26	3.8%
24羽村市	6	—	12	—	1	1	20	5.0%
25あきる野市	6	4	15	—	—	—	21	—
26西東京市	14	—	41	—	—	—	55	—
26市計	273	43	892	8	30	4	1,199	2.5%

23区	R6年度施設数							幼保認こ 園の割合 (A/B)
	幼稚園	幼稚園 型認定こ ども園	保育園	保育所 型認定こ ども園	幼保認こ 園(A)	地方裁 量型認 定こども 園	計 (B)	
1千代田区	12	—	25	1	—	—	37	—
2中央区	14	—	81	4	2	—	97	2.1%
3港区	30	—	88	1	—	—	118	—
4新宿区	30	—	79	14	3	—	112	2.7%
5文京区	27	—	97	1	—	—	124	—
6台東区	19	—	51	4	1	—	71	1.4%
7墨田区	15	—	79	—	4	—	98	4.1%
8江東区	28	—	181	—	3	1	213	1.4%
9品川区	28	—	150	11	—	—	178	—
10目黒区	22	2	96	—	—	—	118	—
11大田区	47	—	192	—	—	—	239	—
12世田谷区	62	2	215	—	5	—	282	1.8%
13渋谷区	21	—	68	11	—	—	89	—
14中野区	21	1	94	1	3	—	118	2.5%
15杉並区	42	—	187	—	—	—	229	—
16豊島区	20	1	93	—	—	—	113	—
17北区	36	2	97	—	1	—	134	0.7%
18荒川区	14	—	61	2	—	—	75	—
19板橋区	33	2	146	—	—	1	180	—
20練馬区	43	3	202	—	—	—	245	—
21足立区	51	4	154	1	2	—	207	1.0%
22葛飾区	27	2	124	—	7	—	158	4.4%
23江戸川区	38	7	148	—	—	2	188	—
23区計	680	26	2708	51	31	4	3423	0.9%

※幼稚園、幼保連携型認定こども園の施設数は、政府統計ポータルサイト(e-Stat)の学校基本調査から抽出。

※保育園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園の施設数は、保育所等利用待機児童調査から抽出。

※幼稚園には幼稚園型認定こども園を含む。保育園には保育所型認定こども園を含む。